

公 告

令和6年10月4日

陸上自衛隊善通寺駐屯地
業務隊長 1等陸佐 村上 至

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地における展示即売店の設置及び経営
に関する業者の募集について

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集いたします。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 店舗数

(1) 屋 内

厚生センター1F 玄関

各日 1コ区画 (6m×3mの18㎡ (基準))

(2) 屋 内

厚生センター1F ホール

各日 1コ区画 (5m×1.4mの7㎡ (基準))

(3) 屋 内

厚生センター1F 玄関

各日 全面 (9.4m×6.4mの60.16㎡)

(4) 屋 内

厚生センター1F ホール

各日 全面 (7.1m×4.9mの34.79㎡)

4 公告期間

令和6年10月 4日(金)午前8時15分から

令和6年10月18日(金)午後4時まで

5 募集要領の配布

(1) 期 間 令和6年10月 4日(金) 午前8時15分から

令和6年10月18日(金) 午後4時まで

(但し土日・祝日を除く。)

(2) 場 所 〒765-8502 香川県善通寺市南町2丁目1-1

陸上自衛隊善通寺駐屯地内 厚生センター2階 厚生科厚生班

電 話：0877-62-2311 (内線2357)

担当 宮川

(3) その他

募集要領等は、善通寺駐屯地業務隊厚生科厚生班で手交により配布しています。

6 業者説明会 (書類及び現地説明)

(1) 日 時 令和6年10月24日(木) 午後1時から午後2時

(2) 場 所 陸上自衛隊善通寺駐屯地

厚生センター1階 シアタールーム

(3) 注意事項

ア 新規出店希望業者で本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

イ 説明会に参加を希望される方は、駐屯地の入門手続きを行うため、令和6年10月23日(水) 午後4時までに、①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先・電話番号を、下記の連絡先へ電話又はFAXでご連絡

下さい。

また、車で来隊される場合は車種・車番を合わせてご記入ください。

なお、当日、徒歩で来られる場合は善通寺駐屯地到着予定時刻を電話でご連絡下さい。

ウ 会場準備の都合上、参加は1業者2名以内でお願いします。また、駐屯地内の駐車場に限りがあるため努めて公共交通機関をご利用下さい。

エ 連絡先

陸上自衛隊善通寺駐屯地 業務隊 業務隊厚生科厚生班
(厚生センター2階 厚生班)

電 話 0877-62-2311 (内線2357)

メール zentuuzigsvc-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

FAX 0877-62-2315 厚生班 宮川

7 選考結果

合否について、各業者に直接電話にて連絡いたします。

8 その他

細部の内容については、募集要領及び仕様書により通知いたします。

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地における
展示即売店の設置及び経営募集要領

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊

文書管理者：善通寺駐屯地業務隊厚生科長

保存期間：1年（8. 3. 31まで保存）

展示即売店募集要領

1 概要

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地において、隊員の利便性を確保するための展示即売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

3 設置施設の所在地及び名称

香川県善通寺市南町2丁目1番1号
防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地

4 設置期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間のうち、許可された日

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 店舗数

不問

(3) 店舗区画

屋内

ア 厚生センター1F 玄関

各日 1コ区画 (6m×3mの18㎡ (基準))

イ 厚生センター1F ホール

各日 1コ区画 (5m×1.4mの7㎡ (基準))

ウ 厚生センター1F 玄関

各日 全面 (9.4m×6.4mの60.16㎡)

エ 厚生センター1F ホール

各日 全面 (7.1m×4.9mの34.79㎡)

オ 応募業種

(ア) 屋内での店舗出店のため、熱、煙、臭い等を発しないものに限る。

(イ) 善通寺駐屯地で営業するにふさわしくない業種を除く。

※ 店舗位置については展示即売店開催の都度、担当者が指示する。

(4) その他

仕様書のとおり。

6 業者説明会

(1) 日時

令和6年10月24日 (木) 午後1時から午後2時

(2) 場所

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地 厚生センター1階 シアタールーム

(3) 携行品

募集要領及び仕様書

(4) 申込

ア 新規出店希望業者が本説明会に参加しない場合は、公募に参加できない。

イ 参加希望者 (各業者2名以内) は、令和6年10月23日 (水) 午後4時 (期日・時間厳守 なお、土日・祝日を除く。) までに下記事項を下記の連絡先に電話又はFAXすること。

- (ア) 会社等名称
- (イ) 出席者氏名
- (ウ) 連絡先・電話番号
- (エ) 当日使用する車種及び車番
- (オ) 善通寺駐屯地到着予定時刻（徒歩来隊者）

ウ 連絡先

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊厚生科厚生班

TEL 0877-62-2311 内線 2357

メール zenntuuzigsvc-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

FAX 0877-62-2315 担当者 宮川

7 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、提出書類を期限までに提出すること。なお、提出された書類は、返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書 1部（別紙第1）

(イ) 企画提案書 8部（別紙第2）

※ 企画提案書は2枚以内とし、次の事項について必ず記載または資料を添付すること。記載されていない場合は失格とする場合がある。

a 主な販売予定商品・販売価格表（展示即売店）（別紙第3）

b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

c 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

d 衛生管理方法（各種感染症感染防止対策を含める。）

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対応方法

f 陸上自衛隊善通寺駐屯地における営業方針

g 会社概要

h 出店希望日及び区画希望表（別紙第4）

(ウ) 企画提案書付属書類 8部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）

(エ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、

企画提案書の審査は行わず無効とし、提出された書類は返納しない。)

- a 業務確約書（別紙第5）
- b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、商業・法人登記簿謄本）
- c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（その3）
- e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- f 印鑑証明書
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書等の写し（許可を必要とする業種のみ。）
- h 誓約書（別紙第6）
- i 役員名簿（別紙第7）

注： 防衛省競争参加資格（全省庁統一規格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒765-8502 香川県善通寺市南町2丁目1番1号
防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊 厚生科厚生班
電話0877-62-2311 内線2357 担当者：宮川

ウ 提出期限

令和6年11月11日（月）午後3時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

8 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

出店希望日が重複した場合は、選考により決定する。

9 出店業者及び出店日の決定

(1) 出店業者の決定

令和6年11月27日（水）を予定

(2) 出店日の決定

別示（業者決定後、調整）

10 業者決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営の業者として決定された者は、以下のとおり、書類を提出すること。

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書所要部数（業者決定後、別途送付）

(2) 提出先

申請書等の提出に同じ。

(3) 提出期限

令和6年12月10日（火）（業者決定後、別途連絡）

11 その他

出店希望日・場所等は、希望に沿うことができない場合がある。

申 請 書

令和 年 月 日

防衛省陸上自衛隊

善通寺駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地内において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う業種等〉

番号	業 種	設 置 場 所	備 考

※ 記入例

番号	業 種	設 置 場 所	備 考
1	健康用品	厚生センター玄関1コ区画	

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書

会社名：

設置希望業種：

設置場所：屋内

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3による。）

b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）

c 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）

d 衛生管理方法（感染症感染防止対策を含める。）（200字以内）

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対応方法（200字以内）

f 陸上自衛隊善通寺駐屯地における営業方針（200字以内）

g 会社概要

(a) 本社所在位置

(b) 設立年月日

(c) 資本金

(d) 社員数

(e) 店舗数

(f) 売上高

h 出店希望日及び区画希望表（別紙第4による。）

出店希望日及び区画希望表

出店希望日	希望区画	備 考

(記入例)

出店希望日	希望区画	備 考
7年4月17日(木)	玄関1コ区画	18m ²
7年6月9日(月)	ホール全面	34.79m ²

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

防衛省陸上自衛隊
善通寺駐屯地業務隊長 殿

「香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地における展示即売店の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを誓います。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき、なお、役員等に変更があった場合は、速やかに様式別紙第7により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、またこれらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省陸上自衛隊

善通寺駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

⑩

展示即売店仕様書

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊

仕 様 書 (その1)

1 業務件名

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地における展示即売店の設置及び経営

2 業務内容

1年を通じた展示即売店の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、中国四国防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- (5) 暴力団及び暴力団員でないこと、また暴力団と関係しないこと。

6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1 平方メートルあたりの国有財産使用料の最終的な金額は使用許可する時点で決定する。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。

7 業務期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日の間のうち甲と丙が協議して決定する日とする。

なお、業務の時期については、施設の状況等により変更する場合もある。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症及び新型コロナウイルスによる感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する業務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務の遂行に要する光熱水料、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は即時に対応すること。
- (8) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。

- (9) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支決算書を翌年5月末までに、担当職員にそれぞれ提出すること。
- (10) 丙は、本業務の従事者に関わる書類（履歴書（写し））及びその他担当職員及び書類を、担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部は、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり。

仕 様 書 (その2)

1 募集業種

募集要領による。

2 設置場所

(1) 屋 内

厚生センター1F 玄 関

各日 1コ区画 (6m×3mの18㎡ (基準))

(2) 屋 内

厚生センター1F ホール

各日 1コ区画 (5m×1.4mの7㎡ (基準))

(3) 屋 内

厚生センター1F 玄 関

各日 全面 (7.1m×4.9mの34.79㎡)

(4) 屋 内

厚生センター1F ホール

日 全面 (9.4m×6.4mの60.16㎡)

3 国有財産使用料 (目安)

屋内日額：31.99円/㎡ (参考金額 令和6年度)

※ 光熱水料は、別途徴収する。

4 営業日及び営業時間等

(1) 営業日

令和7年4月1日～令和8年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する。

(2) 営業時間

原則として午前10時～午後7時までとし、それ以外は任意又は別途協議する。

5 その他の営業条件

(1) 職員等のニーズに合った商品・価格を提供するよう努めること。

(2) 緊急時は、国が使用する場合がある。

- (3) 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染状況により、営業を中止する場合があります。